

# 「骨太の方針2007」に向けた共同声明

～ **地方分権なくして、骨太の方針なし!** ～

平成19年5月18日

「新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）知事・  
市町村長連合会議」、「提言・実践首長会」

真の地方分権は、「自分たちの地域のことは自分たちで決める」ことにより、それぞれの地域が責任を持って自らの将来を切り開く力を持つことであり、このことが地域の持つ個性と資源を活かし、ひいてはわが国の再生につながる道である。

しかしながら、小泉内閣のもとで行われた「三位一体改革」では、3兆円の税源移譲が実現したものの、4.7兆円の国庫補助負担金の削減（うち0.8兆円は交付金化）と同時に5.1兆円の地方交付税等が削減され、地方財源は差引6兆円の大幅な減額となり、地方財政の窮迫をもたらした。また、補助金改革においても、単なる補助負担率の切下げ等理念なき数字合わせが行われ、結果的に零細補助金は減らず、地方の裁量や自由度はほとんど高まらないまま、未完の改革にとどまっている。

安倍総理は、本年1月の施政方針演説で、「地方の活力なくして国の活力はありません。私は、国が地方のやることを考え、押しつけるという戦後続いてきたやり方は、もはや捨てるべきだと考えます。地方のやる気、知恵と工夫を引き出すには、地域に住む方のニーズを一番良く分かっている地方が自ら考え、実行することのできる体制づくりが必要です。地方分権を徹底して進めます。」と述べられた。

安倍内閣のもとで昨年12月には地方分権改革推進法が成立し、本年4月には内閣府に地方分権改革推進委員会が設置された。今、第二期地方分権改革が本格化するに当たり、私たちは、今一度元気を取り戻し、この地方分権改革推進委員会を通じ、改革の原点に立ち帰り、国と地方がともに手を携え、国民のための真の地方分権改革に真摯に取り組む歩みを再スタートしなければならない。

その歩みを確かなものにするためには、まず、「骨太の方針2007」に地方分権のロードマップ（道筋）が盛り込まれなければならない。私たちは、わが国の構造改革の中で地方分権が果たす役割が極めて大きいことを踏まえ、めざす真の地方分権確立に向けての明確な青写真が「骨太の方針2007」に盛り込まれることを求め、ここに知事・市町村長連合会議、提言・実践首長会共同による緊急声明を発表するものである。

## 記

### 1 「骨太の方針2007」において、「地方分権改革の推進」を重要課題として位置付けること。

「三位一体改革」がスタートした年の「骨太の方針2003」には、「地方分権の理念に沿って国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める」と明記され、併せて「概ね4兆円を目途に国庫補助・負担金を廃止、縮減等の改革を行う」との数値目標が掲げられたことにより、その後の三位一体改革の進展につながった。

しかしながら、今年の「骨太の方針2006」では、地方分権に向けての関係法令の一

括見直しが別紙に盛り込まれ、地方分権改革推進法制定に結びついたものの、本文中からは「地方分権」という文言が消え、分権改革に対する政府の姿勢が年々後退していることを示す象徴的なものとなった。安倍内閣がこの国の再生のために、本当に地方分権を推進することを志すなら、近く策定される「骨太の方針2007」において、重要課題の柱として、「地方分権改革の推進」をしっかりと明記することが何よりも必要である。

## 2 「骨太の方針2007」には、第二期地方分権改革の具体的な達成目標、そこに至るロードマップ（道筋）を明記すること。

先の三位一体改革は、行財政面での地方の自由度を高めることから、ほど遠い結果に終わった。その轍を再び踏まないためにも、「骨太の方針2007」には、以下の事項を中心に、「第二期地方分権改革」の具体的な達成目標とそこに至るロードマップ（道筋）を明記し、政治主導でその実現を図ることが必要である。

- (1) 国と地方の役割分担の見直しと実質的な権限の移譲
- (2) 税源移譲を含めた地方税財源の充実強化
  - ① 国税と地方税の税源配分を5：5
  - ② 格差是正を図るため、税源の乏しい団体、とりわけ市町村に対する十分な配慮
- (3) 地方自治体の自立と連帯を促す「地方共有税」構想の実現
- (4) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化・効率化
  - ① 国による関与、義務付け・枠付けの廃止・縮小  
～ 条例制定権の拡大、法令の規律密度の緩和
  - ② 国庫補助負担金の削減及び税財源の移譲
  - ③ 国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消
- (5) 地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行う「(仮)地方行財政会議」の法による設置

## 3 地域間格差問題を地方法人二税の東京偏在問題等に矮小化し、地方分権時代のあるべき地方税の議論を抜きに、中央主導で独断専行により現行地方税の<sup>びほう</sup>弥縫策のようなものを講じないこと。また、東京一極集中問題は、地方分権改革によって根本的な解決を図ること。

住民の生活に身近な行政を担う地方の主要な財源となる地方税は、安定性があり、過度な偏在性のないものを中心とすべきであり、法人二税の東京偏在問題も、そうした視点か

ら論じられるべきである。

すなわち、東京も含めたそれぞれの地域が、持てる力を発揮し、活力のあふれた地域となるよう、地域の行政需要に応じた安定的な自主財源が確保されることが基本であり、この問題の解決を、地方全体の財政力が低い水準の中での格差是正で済ましてはならない。

まして、地域間の歳入格差の問題をことさらに強調して、その是正のみをもって、地方の自由度を高める地方分権改革の幕引きを図ったり、遅延させたりすることは絶対にあってはならない。最近、政府首脳が言及している「ふるさと納税」制度についても、地方の自主財源である地方税のあり方の問題であり、中央主導で独断専行により進めるべきではないし、むしろ国税からの寄付金控除等の仕組みにより、こうした制度に分権改革の観点をしっかり盛り込むことが必要である。

また、地方の経済が疲弊し、財政が逼迫する一方で、人、もの、金、情報、文化など、あらゆる機能と富が東京に一極集中している現状は、国が長い間中央集権的な体制をとってきたことの結果であり、この問題の根本的な解決のためにも、真の地方分権改革を推進するとともに、政府が責任を持って、東京にこれ以上の集中を招かないための政策、さらには東京に集中した機能を全国に分散する政策を思い切って断行することを強く求める。

#### 4 地方に行財政改革を押し付けるのではなく、国と地方が連携して改革に取り組むことにより、国・地方を通じた簡素で効率的な行政システムの確立を目指すこと。

三位一体改革の期間中、5.1兆円もの地方交付税等が削減されるなど、地方行財政を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。

そのような中で、全国の多くの都道府県、市町村では、増大する行政需要に的確に対応し、住民福祉を向上させるため、すでに国を上回る定員削減や給与カット、思い切った事務事業の見直しを断行するなど、不退転の決意で行財政改革に取り組んでいるところである。

しかしながら、国においては、こうした地方の努力や実態を軽視し、国の財政再建を優先するあまり、毎年の地方財政計画に見られるように厳しい歳出削減を地方に課し、その一方で自らの身を削る地方支分部局の廃止・縮小等の検討等は、ほとんど行われていないのが現状である。〔別表参照〕

現在検討されている道州制の導入が、国の地方支分部局の廃止・縮小等の検討をなおざりにしたまま、単なる都道府県の組み合わせによる合併に終わるようなことは絶対に許されない。真の地方分権改革は、国と地方が国民的視点に立ち、国・地方を通じて簡素で効率的な行政を確立することによって初めて実現するものである。地方も引き続き徹底した行財政改革に取り組む覚悟であり、国においては国の役割を国際社会における国家としての存立にかかわる事務等の国が本来果たすべきものに重点化することを基本として、自ら

率先して更なる行財政改革に真摯に取り組むことを強く求める。

5 総理大臣をトップとした「地方分権改革推進本部」が強いリーダーシップを発揮するとともに、運営に当たっては、「(仮)地方行財政会議」を早期に設置し、地方側の意見を十分に反映すること。

三位一体改革の経緯でも明らかなように、関係省庁と個別折衝を重ね、同意を得ながら進める方式では、第二期改革で国民的視点に立った成果を上げることは困難と言わざるを得ない。言い換えれば、第二期改革の成否は、関係省庁の手ではなく、総理大臣を中心とする内閣及び国権の最高機関である国会の手に委ねられるべきである。

そのためにも、今後、安倍総理を本部長とする「地方分権改革推進本部」が強いリーダーシップを発揮し、官僚主導ではなく「政治主導」で真の地方分権改革に邁進されることを求めるものである。

また、昨年成立した「地方分権改革推進法」の付帯決議で、「地方分権改革推進計画の作成に当たっては、地方公共団体の意見を幅広く、誠実に聴取するよう、常設の場を設ける等、最大限の配慮を払うとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を尊重してその実現を図ること。」とされた趣旨を踏まえ、政府と地方の代表者等が協議し、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる恒久組織である「(仮)地方行財政会議」を早期に法により設置し、今後の分権改革の推進に当たり、地方側の意見を十分に聴き、尊重し、反映することを強く求める。

( 別 表 )

## 国と地方の行財政改革の実態

### 1 歳出削減の努力(決算額)

(単位:億円、%)

	7年度	17年度	増減額	増減率
国	864,795	934,347	69,552	8.0
都道府県	528,235	478,733	▲49,502	▲9.4
市町村	519,010	490,607	▲28,403	▲5.5

※ 「地方財政の状況(7年度、17年度)」総務省自治財政局

### 2 定数削減の努力

(単位:人、%)

	公務員数削減計画			
	17年度	22年度	増減数	増減率
国	332,034	313,098	▲18,936	▲5.7
都道府県	210,662	190,388	▲20,274	▲9.6
市町村	868,777	799,758	▲69,019	▲7.9

※ 国は「国の行政機関の定員の純減について」(18.6.30、閣議決定)、都道府県及び市町村は「集中改革プランの取組状況」(18.8.31、総務省取りまとめ)プラン公表済の都道府県40団体、市町村1542団体の集計

※ 国は各年度当初における行政機関の定員、都道府県は各年度末における一般行政部門の定員

### 3 給与削減の努力

	ラスパイレス指数の推移		
	10年度	18年度	増減
国	100.0	100.0	—
都道府県	103.3	99.2	▲4.1
市 <sup>(※)</sup>	102.1	97.4	▲4.7
町村	96.1	93.5	▲2.6

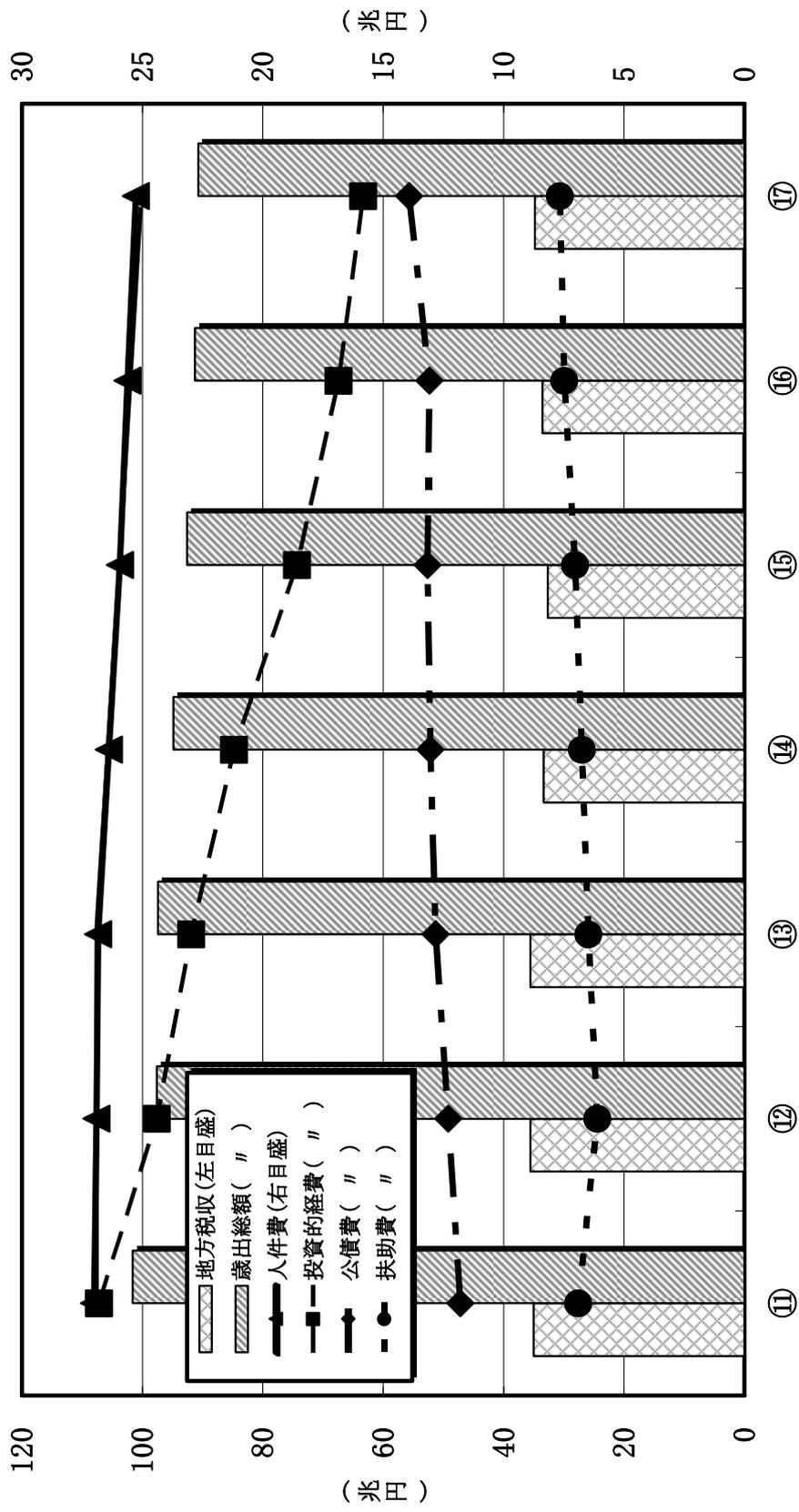
※ 「平成18年地方公務員給与実態調査結果の概要」(18.12、総務省)

※ 各年度当初(各年4月1日現在)の数値。市は政令指定都市を除く。

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

# 地方の決算の推移

税収はほぼ横這いであるが、交付税削減等の影響を受け、歳出総額を切り詰め、  
 義務的経費である扶助費・公債費の増加は避けられず、高齢化で自然増する人件費を削減の他、  
 投資的経費の大幅な切り詰め対処



※ 地方公共団体普通会計決算資料(総務省)より作成

## 新しい日本をつくる国民会議(21世紀臨調)「知事・市町村長連合会議」メンバー

齋藤 弘 (山形県知事)	福田 富一 (栃木県知事)
堂本 暁子 (千葉県知事)	松沢 成文 (神奈川県知事)
泉田 裕彦 (新潟県知事)	西川 一誠 (福井県知事)
石川 嘉延 (静岡県知事)	山田 啓二 (京都府知事・座長)
石井 正弘 (岡山県知事)	麻生 渡 (福岡県知事)
古川 康 (佐賀県知事)	潮谷 義子 (熊本県知事)
熊坂 義裕 (岩手県宮古市長)	清水 聖義 (群馬県太田市市長)
高野 之夫 (東京都豊島区長)	中田 宏 (横浜市市長)
篠田 昭 (新潟市長)	倉田 薫 (大阪府池田市長)
中司 宏 (大阪府枚方市長)	

## 「提言・実践首長会」メンバー

鈴木 昇 (宮城県気仙沼市長)	五十嵐忠悦 (秋田県横手市長)
仁志田昇司 (福島県伊達市長)	竹内 昞俊 (福島県会津坂下町長)
日向野義幸 (栃木県栃木市長)	鈴木 俊美 (栃木県大平町長) ※
鈴木 和雄 (群馬県みなかみ町長)	吉田 信解 (埼玉県本庄市長)
木下 博信 (埼玉県草加市長) ※	井崎 義治 (千葉県流山市長)
松崎 秀樹 (千葉県浦安市長)	馬場 弘融 (東京都日野市長)
渡辺 幸子 (東京都多摩市長)	森 民夫 (新潟県長岡市長) ※
國定 勇人 (新潟県三条市長)	久住 時男 (新潟県見附市長) ※
渡邊 廣吉 (新潟県聖籠町長)	堂故 茂 (富山県氷見市長)
荻野 正直 (山梨県笛吹市長)	大山 耕二 (岐阜県中津川市長)
森 真 (岐阜県各務原市長) ※	今井 良博 (岐阜県白川町長)
鈴木 望 (静岡県磐田市長) ※	水谷 元 (三重県桑名市長)
四方八洲男 (京都府綾部市長)	岡本 章 (和歌山県九度山町長)
後藤 太栄 (和歌山県高野町長) ※	宮下 裕 (香川県善通寺市長)
後藤 國利 (大分県臼杵市長) ※	宮路 高光 (鹿児島県日置市長)
儀武 剛 (沖縄県金武町長)	

※印は21世紀臨調「知事・市町村長連合会議」にも参加